

宗教上の理由等による輸血拒否に対する宮の森記念病院の方針

宮の森記念病院では、患者の皆様が、宗教上の理由などにより輸血拒否の意思を表明される場合、その意思を尊重して無輸血治療のための努力はいたしますが、治療に携わる医師が、輸血を行なう以外に救命の方法がないと判断した場合は「相対的無輸血治療¹⁾」の方針に基づき、原則として輸血を実施いたします。

また、本方針は、患者の皆様の意識の有無、成年・未成年の別にかかわらず運用します。

これは、患者の皆様の生命を最優先する当院の方針に基づくものであり、ご理解のほどお願い申し上げます。

1. 輸血を行わないためのできる限りの努力はいたしますが、生命に危機が及び、輸血を行うことによって死亡等の重大な結果が回避できる可能性があるとは判断した場合には輸血を行います。この場合、「輸血同意書」が得られなくても輸血を行います。
2. エホバの証人の方等が提示される、いわゆる「免責証書」は「絶対的無輸血治療²⁾」に同意するものであるため、これに同意・署名はいたしません。
3. 全ての手術においては輸血を行なう可能性があるため、輸血拒否により手術の同意書が得られない場合であっても、救命のために緊急手術が必要と判断した場合には手術を行いません。
4. 以上の方針は、患者の皆様の意識の有無、成年と未成年の別にかかわらず変わりはありません。
5. 自己決定が可能な患者の皆様、または保護者、代理人などの方に対しては、当院の方針を十分に説明しご理解を得るよう努力しますが、どうしても同意が得られない場合は、転院をお勧めいたします。

1) 相対的無輸血とは

患者の意志を尊重し、可能な限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に陥った場合には輸血をするという立場・考え方。

2) 絶対的無輸血とは

患者の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。

2016年7月

医療法人讃生会 宮の森記念病院 病院長

